

十勝川減災対策協議会 規約（案）

（名称）

第1条 本会は、「十勝川減災対策協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、過去の出水の教訓を踏まえ、十勝川における堤防の決壊や越水等に伴う浸水被害に備え、帯広開発建設部、釧路地方気象台、十勝総合振興局、流域市町村が連携して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

（事業）

- 第3条 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 2 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
 - 3 地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。
 - 4 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

（組織）

- 第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。
- 2 協議会に会長を置き、会長は帯広開発建設部長をあてる。
 - 3 会長は、協議会の事務を掌理する。
 - 4 会長は、協議会の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）を参加させることができる。

（幹事会）

- 第5条 協議会に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
 - 3 幹事会に幹事長を置き、幹事長は帯広開発建設部次長をあてる。
 - 4 幹事長は、幹事会の事務を掌理する。
 - 5 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行い、その結果について協議会へ報告する。
 - 6 幹事長は、幹事会の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）を参加させることができる。

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、帯広開発建設部 治水課に置く。

3 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会の決定によるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、平成28年6月9日から施行する。

別表 1 (協議会)

機 関 名	委 員
帯広開発建設部	部 長 (会長)
十勝総合振興局	局 長
釧路地方気象台	台 長
帯広市	市 長
音更町	町 長
士幌町	町 長
新得町	町 長
清水町	町 長
芽室町	町 長
中札内村	村 長
池田町	町 長
幕別町	町 長
豊頃町	町 長
本別町	町 長
浦幌町	町 長

別表 2 (幹事会)

機 関 名	幹 事
帯広開発建設部	次長（幹事長） 公物管理課長 治水課長 帯広河川事務所長 池田河川事務所長 防災対策官
十勝総合振興局	地域創生部地域政策課主幹 帯広建設管理部維持管理課長 帯広建設管理部治水課長
釧路地方気象台	防災管理官 帯広測候所長
帯広市	総務部総務課長
音更町	総務部情報・防災課長
士幌町	総務企画課長
新得町	総務課長
清水町	総務課長
芽室町	総務課長
中札内村	総務課長
池田町	総務課長
幕別町	住民福祉部防災環境課長
豊頃町	総務課長
本別町	住民課長
浦幌町	総務課長